



サステナビリティ情報①

有報レビューで識別された課題及び開示の参考となる事例

主な課題－サステナビリティに関する企業の取組の開示(1/2)

□ 主な課題は以下のとおりである。

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- **サステナビリティに関する考え方及び取組**
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

主な課題

① サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である

② サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である

③ サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない

④ 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない

⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である

主な課題－サステナビリティに関する企業の取組の開示(2/2)

(前ページからの続き)

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

主な課題

6

人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

7

人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

8

「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある

9

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

① [課題] サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(ガバナンス)

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、創業以来の経営理念に基づき、社会奉仕、挑戦革新及び価値創造の履行を通じて、株主・投資家・取引先等のステーク・ホルダーの皆様のご期待に応えながら、持続可能な社会の実現に寄与することです。堅強なるコーポレート・ガバナンス体制は、適正利潤を確保し持続的な企業価値向上を図るための重要な基礎であると考えております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aでは、ガバナンスに関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められている。
- 左記の開示例では、ガバナンスに関する基本的な考え方が記載されるだけに留まっており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続については記載されておらず、ガバナンスの開示としては適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- ガバナンスについては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載することに留意する。(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)a)
- ガバナンスについては、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なガバナンスに加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載することが考えられる。

(前ページからの続き)

① [課題] サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等)(※)]

- ガバナンスを記載する際には、執行・監督の両面から記載すると効果的であり、サステナビリティ関連の推進委員会の役割等の記載だけではなく、取締役会等による監督の状況等も記載すると、より有用なものとなると考えられる。
例えば、SSBJが基準開発のベースとしているISSBのIFRS S1基準「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」(以下、「S1基準」という。)27項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関等を特定し、以下のような事項に関する情報やガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する情報を開示することが求められており、ガバナンスの内容を記載するにあたって参考になると考えられる。
 - ・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、その機関等に適用される、付託事項、使命、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
 - ・その機関等が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかを、どのように判断しているか
 - ・その機関等に、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報がもたらされているか
 - ・その機関等が、企業の戦略、主要な取引に関する当該企業的意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか
 - ・その機関等が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか(関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、また、含まれている場合、どのように含まれているかを含む。)
- ガバナンスについては、該当する場合には、取締役会等に関してだけでなく、監査役会等や内部監査部門に関して併せて記載することが考えられる。
- ガバナンスについては、「コーポレート・ガバナンスの状況等」への参照方式を活用することによって開示を充実させることが考えられる。なお、参照方式を活用する際には、P27の留意事項等についても留意されたい。

(※)「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等)」とは、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の投資判断や投資者との対話に有用な情報を提供する観点から、開示の充実を検討する際に参考になると考えられる事項である(以下同じ)。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

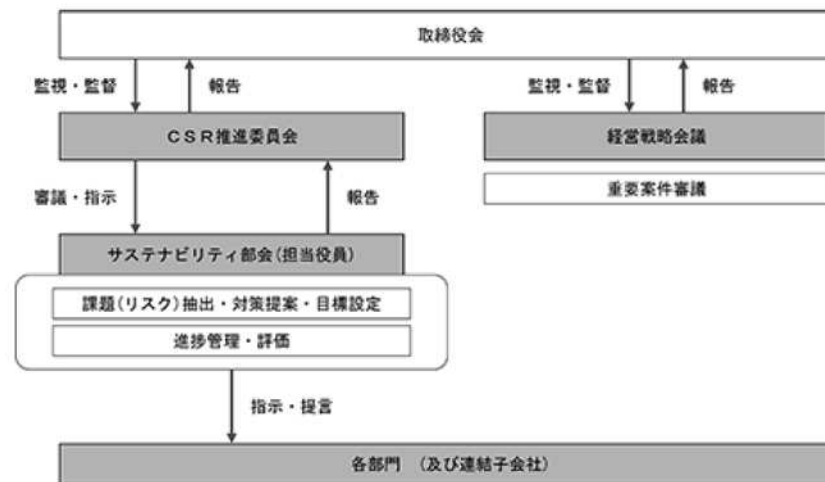
TCFD提言に沿った情報開示

(1) ガバナンス

当社は気候変動を含む各種サステナビリティ対応を重要課題と捉え、CSR推進委員会、経営戦略会議の2つの機構にて審議のうえ、取締役会にて監視・監督・議決を行うガバナンス体制を構築しております。また、CSR推進委員会の下にサステナビリティ部会を設けることで社内外の情報を収集のうえ当社の課題を具現化し、各実行部門における活動の活性化を図っております。

組織体	開催頻度	役割	責任者
取締役会	14回/年	取締役会は重要な業務執行に関する事項について討議、決裁を行う機関であり、気候変動のリスクと機会の管理・評価を含めたサステナビリティ課題についても適切な対応が行われているかの監視・評価を行う。	取締役社長 (議長)
CSR推進委員会	1回/3カ月	CSR推進委員会はサステナビリティ部会で討議された問題・課題について審議し、必要に応じて改善ならびに具体的対策の検討を指示する。	取締役社長 (委員長)
経営戦略会議	1回/月	経営戦略会議は重要経営戦略及びリスクやサステナビリティ課題等に対し、当社の経営に関する基本方針及び基本計画を討議し、方向性を決定する。	取締役社長
サステナビリティ部会	1回/月	サステナビリティ部会は当グループが持続可能な社会の実現に貢献する企業と認知されることを通じ企業価値向上を図ることを主たる目的とし、各種情報収集に努め、CSR推進委員会の指示に基づき課題を具現化する。	サステナビリティ 担当役員

【組織図】



【参考になる主なポイント】

- サステナビリティに関するガバナンスの過程、統制及び手続の内容について、関連する組織体の名称、役割・権限、責任者及び開催頻度を示した上で、組織図を用いて報告・監督体制等の情報を補完することにより、記載

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(3/13)

② [課題] サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である

③ [課題] サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(リスク管理)

当社がサステナビリティを実現するためには、様々なリスクに対するリスク管理が必要です。具体的には、例えば、以下のようなリスクと対策が考えられます。

・環境的リスク

雑誌の制作や配送・配達などの活動により環境負荷を抱える可能性があります。対策としては、雑誌製作工程において発生する損紙の削減、省エネルギー化、配送車両等のEV化、古紙など廃棄物のリサイクルなど、環境に配慮した活動を進めることが必要と考えます。

<課題となる事項>

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aでは、リスク管理に関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社のリスク管理に関する考え方、リスク及び対策が記載されているが、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程については記載されておらず、リスク管理の開示としては適切ではないと考えられる。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(4/13)

(前ページからの続き)

② [課題] サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である

③ [課題] サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- リスク管理では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程について記載することに留意する。サステナビリティに関する企業の取組の開示では、全般的に、サステナビリティ関連のリスクに関する企業の取組だけではなく、機会に関する企業の取組の開示も求められており、リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程だけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、このような過程を記載することに留意する。(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)a)
- リスク管理については、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なリスク管理に加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を識別、評価及び管理するための過程についても記載することが考えられる。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等)]

- 例えば、SSBJが基準開発のベースとしているISSBのS1基準44項では、リスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするプロセスで用いるインプット(例えば、データ・ソース等)の他、リスクの影響の性質、発生可能性及び規模をどのように評価しているかやリスクをどのように優先順位付け、モニタリングしているか等に関する情報を開示することが求められている。また、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスにどのように統合されているかに関する情報についても開示することが求められており、リスク管理の内容を記載するにあたって参考になると考えられる。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

(1)気候変動への取り組み

②リスク管理

気候変動に係るリスク及び機会の管理は、コーポレート本部長を委員長とするサステナビリティ委員会にて識別・評価し、定期的に取締役会に報告します。

〈気候変動に係るリスクを認識・評価プロセス〉

気候変動を含むサステナビリティ戦略の推進を所轄するコーポレート本部総務部にて、社内関係部署及びグループ会社に係るリスク及び機会を網羅的に抽出する仕組みを構築し、気候関連リスク及び機会を「発生可能性」と「影響度」の2つの評価基準に基づき、その重要度の一次的な評価します。また具体的根拠資料がある事象は定量的な財務への影響を試算します。サステナビリティ委員会は、重要度の一次的な評価を定性的な影響も含め再評価を行い、重要度に応じて対応策を設定し、取締役会に報告します。取締役会は、気候変動に係るリスク及び機会について、対応策や設定した目標を監督します。

〈気候変動に係るリスクを管理するプロセス〉

コーポレート本部総務部は、気候変動を含むサステナビリティ戦略の企画・立案及び管理を行い、全社的な気候変動に係るリスクへの対応を推進するとともに、取組状況をサステナビリティ委員会に報告します。サステナビリティ委員会は、識別・評価されたリスクの最小化、機会の最大化に向けた方針を示し、コーポレート本部総務部を通じて社内関係部署及びグループ会社に対応を指示します。また、対応策の取り組み状況や設定した目標の進捗状況について、定期的に取締役会に報告します。

〈組織全体のリスク管理への統合プロセス〉

気候変動に係るリスク及び機会については、サステナビリティ委員会の事務局であるコーポレート本部総務部を所轄部署として定め情報を集約、組織全体のリスク管理の観点から適切な運用・対応をします。取締役会は、総務部担当役員から気候変動に係るリスクを含む統合したリスク管理の状況と対応について報告を受け、監督を行います。

【参考になる主なポイント】

- サステナビリティ関連のリスクと機会の識別、評価及び管理の過程について、リスク・機会の重要度の評価方法、組織全体のリスク管理への統合プロセスを含めて、識別・評価、管理、全体への統合に関するプロセスに分けて、記載

4 [課題] 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(ガバナンス)

当社では、サステナビリティに関連した課題への対応を当社の経営課題及び経営戦略の一つとして捉え、当社が取り組むべきマテリアリティ(重点課題)を識別した上、具体的な施策や達成目標を定めております。マテリアリティとしては、環境調和型サービスの開発、気候変動への対応等を識別しております。

(戦略並びに指標及び目標)

—

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bでは、戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社はガバナンスにおいて環境調和型サービスの開発や気候変動への対応を重点課題として識別した上で、具体的な施策や達成目標を定めている旨を記載している。会社は同年度の統合報告書で、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標を開示しており、会社への質問等の結果、当該戦略や指標及び目標は、重要なものであり、上記開示府令で開示が求められている事項に該当することが判明した。会社の有価証券報告書の戦略並びに指標及び目標項目では、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標が記載されておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 戦略並びに指標及び目標は、重要なものについて記載が求められる(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)b)が、重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていること等を参考にすることが考えられる。例えば、有価証券報告書において気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料(統合報告書やウェブサイト等)では、気候変動を重要な課題として識別した上で関連する戦略並びに指標及び目標について開示しているような場合には、媒体ごとに目的や想定利用者が異なるため、重要性の判断にも相違が生じうるということ等が考えられるものの、本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性があるため、留意する。

(前ページからの続き)

4 [課題] 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等)]

- 戦略と指標及び目標について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される(記述情報の開示に関する原則(別添))。また、戦略並びに指標及び目標について、検討中や策定中等の理由により開示できない場合には、その旨を当連結会計年度末現在での取組状況として記載するとともに、当連結会計年度末現在での今後の取組の予定についても併せて記載することが考えられる。

- 5 [課題] サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社は賃貸不動産の補修等を進めていき、より快適な空間を提供することで、入居者の満足度を向上させるとともに、貸室や駐車場及び会議室を利用したい会社に対し、安価な料金で提供することにより、入居率の向上を目指しています。

(指標及び目標)

当社は入居率向上を目標とし、当該指標に関する当事業年度の目標は100%及び実績は95%であります。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bでは、戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組)並びに、指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)のうち、重要なものについて記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社は取組や指標及び目標の内容を記載するだけに留まっており、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容については記載していない。このため、戦略並びに指標及び目標の内容が不明瞭なものとなっており、適切ではないと考えられる。

(前ページからの続き)

- 5 [課題] サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bでは、戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。)並びに指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。)のうち、重要なものについて記載が求められている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として、戦略並びに指標及び目標が規定されていることに留意する。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等)]

- 投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に理解できるように、それらを開示する際には、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載することが考えられる。
- 例えば、SSBJが基準開発のベースとしているISSBのS1基準34項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響の記載が求められており、投資者にとって有用性のあるリスクや機会の開示を検討する際に参考になると考えられる。
- 財務的影響や指標などの定量情報を記載する場合には、その内容を投資者が適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※一部抜粋

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社における重要なサステナビリティ項目、それぞれの項目に関する考え方及び取組みは以下のとおりです。

① 気候変動を含む環境問題への配慮

当社では、TCFDの提言に沿ったCDP (旧Carbon Disclosure Project) への回答等により、推奨されている開示項目について、適切な情報開示に努めております。

戦略 (Strategy)

[組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会について]

期間	リスクの内容	影響度	潜在的影響額 (概算)
中期	<p>新たな規制・カーボンプライシングメカニズムのリスク EUで進んでいる炭素税や排出量取引制度などが日本でも新たに実施される場合、温室効果ガス排出量に応じた追加コストが掛かるリスクがある。 (影響額計算式：EUのETS平均炭素価格 50ユーロ × 排出量 約6万t = 約390百万円) ※1ユーロ 130円・平均炭素価格 2020年EU 50ユーロを基準</p>	中程度～低	390百万円

期間	リスクの内容	影響度	潜在的影響額 (概算)
長期	<p>慢性的物理的リスク・平均気温上昇 年間電力使用総量1.2億kWh (2021年3月期実績) に対し、気温上昇によって電力使用量が15%程度上昇する場合、約330百万円のコスト増加リスクがある。 (影響額計算式：電力購入費 約22億円 × 15% = 約330百万円)</p>	中程度～低	330百万円
長期	<p>市場・原材料のコスト増加リスク 売上の約半数を占めているスーツ・ジャケットなどの重衣料において、原材料であるウール価格が、気候変動などの市場変化によって価格上昇し、仮に仕入高コストが5%上がる場合、約890百万円のコスト増加リスクがある。 (影響額計算式：仕入高 約178億円 × 5% = 約890百万円)</p>	やや高い	890百万円
短期	<p>最新技術の活用：スマート空調 最新技術を備える空調設備を導入することで、年間電気使用量の削減に繋がれば、エネルギーコストの削減機会になる。仮に年間0.5%～2%の削減効果がある場合、約11～44百万円のコスト削減に繋がる機会となる。 (影響額計算式：電力購入費 約22億円 (2021年3月期実績) × 0.5% = 約11百万円)</p>	やや高い	11～44百万円
短期	<p>リサイクルの活用：下取りサービス 全国の店舗でスーツを始めとした衣類を回収し、リユース・リサイクルに活用している。再流通可能な衣類は、東南アジア・アフリカ諸国で古着としてリユースされており、リサイクルの一部は、災害対策用備蓄毛布として生まれ変わらせ、被災地等に寄付をしている。このように下取り商品をリユース・リサイクル資源として活用しているため、仕入れの直接費用などの減少機会に繋がっている。 (影響額計算式：リユース販売額 約300t (2021年3月期実績) × 約25千円 = 約7.5百万円)</p>	やや高い	7.5百万円
中期	<p>低排出量商品及びサービスの開発・拡張 スーツなどのリサイクル活動 (下取りサービス)、環境配慮型生地採用、梱包資材の削減、レジ袋の脱プラスチック活動など、様々な環境活動を積極的に実施している。消費者の環境意識の高まりにより、これら様々な活動が環境配慮企業として消費者に支持され、売上拡大の機会となる。仮に売上高が5%増加する場合、約55億円の売上拡大機会となる。 (影響額計算式：約1,098億円 (2022年3月期ビジネスウエア事業売上高) × 5% = 約5,500百万円)</p>	やや高い	5,500百万円

【参考になる主なポイント】

- リスク・機会に関する潜在的な財務影響額を開示するとともに、影響額の計算式についても併せて開示

6 [課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社は、人財戦略として、「経営理念に適うDXを含めた専門性を備えた人財の育成」及び「多様性の確保」について重点的に取り組みを行っております。

(指標及び目標)

エンゲージメントスコアの向上に取り組んでおり、当期末現在でBランクです。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)cでは、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、人的資本に関する方針として、「経営理念に適うDXを含めた専門性を備えた人財の育成」や「多様性の確保」が記載されているが、これらの方針と指標等の対応関係が不明瞭であるため、当該方針に関連する指標、目標及び実績が記載されているか、不明瞭であり、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)cでは、人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を戦略の項目において記載すること、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標の項目において記載することとされていることに留意する。他方で、当該方針や当該方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合にはその旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられる。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等)]

- 記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については対応関係を分かりやすく開示することが望ましいと考えられる。
- 指標については、特に企業固有のものであるような場合には、指標の前提その他の補足情報(指標の定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

<人的資本・多様性>

・「人的資本・多様性」に対する取組みは、経営上最も大切な要素は「人」であることから、特に重要であると認識しております。当行は「人材」を「人的資本」であるにとらえ、人材の育成や多様な働き方の実現に取組んでおります。

(中略)

(2) 戦略

・当行は、永代取引によるお客さま感動満足の創造を実践することで企業価値を高める経営戦略を「人材育成」と「活力ある組織と働き方の実現」を基本とする人事戦略で支えます。そのために人材育成方針・社内環境整備方針を次のとおり定めております。

人材育成方針・社内環境整備方針

① 永代取引を支える人材の育成

永代取引とは、行是「堅実経営」をもとに実践してきた「お客さまと世代を超えた息の長いお取引を継続し、永続的な発展に寄与していくこと」であり、当行のビジネスモデルでもあります。この永代取引を支える人材を研修制度の拡充や専門人材の活用で強化していきます。とくに実務研修を増加させることで即戦力となるスキルの向上を図ります。また自律的なキャリア形成を支援するための専門部署を新設し、各職員のめざすキャリアに応じたスキル・自己啓発の支援を行うことで能力発揮とやりがい向上を図ります。その結果、当行独自のビジネスモデルを習得した人材の高度化を図り、企業価値向上に努めます。

② 多様な人材が活躍できる環境づくり

女性やシニアを含む多様な人材が活躍できるキャリア、雇用形態、働き方等の「働きやすさ」と自らの仕事に誇りとやりがいを感じられる「働きがい」の両輪からダイバーシティ・イクイティ&インクルージョン(DE&I)を推進し、活き活きとした職場づくりを行ってまいります。

③ 女性活躍推進

女性活躍は重要課題として捉えており、アンコンシャス・バイアスを排除した男女が性差なく活き活きと働ける職場づくりを行うことで推進してまいります。また、各々のめざす「キャリア」を支援するための専門部署を新設し、自らの仕事に誇りとやりがいを感じられる「働きがい」の向上をめざします。

④ 対話を重視する組織風土

役員と職員、本部と現場の営業店の対話を重視する組織風土を醸成するため、役員が営業店をはじめとする各部署とのダイアログを定期的を実施することで一体感を高めます。またエンゲージメントサーベイを年間2回実施し、それぞれの部店の課題を職場共有会で認識し、所属長を中心とした改善施策を実施するPDCAを回すことでさらなるエンゲージメントの向上を図ります。

(4) 指標及び目標

・指標及び目標については下記のとおりです。
基本戦略 活力ある組織と多様な働き方

	項目	2023年3月期実績	2028年3月期目標	採用理由
永代取引を支える人材の育成	職務別研修実施時間	350時間	500時間	実務に直結した研修を職務別(内勤・融資・渉外)に2023年3月期比約1.5倍実施することで、成長実感と専門性の向上を図るために採用しております。
	専門資格取得者(累計)(注)1	301名	1,000名	お客さま一人ひとりに寄り添った丁寧なコンサルティングスキルを持つ人材育成のため採用しております。
	企業開拓認定制度認定資格者(累計)(注)2	463名	500名	当行のビジネスモデルである「永代取引」の起点となる中小企業取引に必要なスキルを持つ人材育成の取組みの指標として採用しております。
多様な人材が活躍できる環境づくり	男性育児休業取得率(育児目的休暇を含む)	100%	100%	男女の「仕事と育児の両立」を支援し、当行の働き方改革を促進するため採用しております。
	労働者の男女の賃金差異(正規雇用)	60.5%	70%	女性を含む多様な人材が活躍できるキャリアや雇用形態等の指標として採用しております。
女性活躍推進	女性管理職比率	10.9%	19%	男女が性差なく活き活きと働ける環境づくりの指標として採用しております。
	女性役付者比率	25.9%	30%	
対話を重視する組織風土	ダイアログ実施回数	—	100回/年	本部と営業店、役員間とのコミュニケーション向上のための指標として採用しております。
	エンゲージメントスコア(注)3	BBB	AA	職員のモチベーション向上に向けた取組みの指標として採用しております。

(注) 1 F P 1 級、C F P、中小企業診断士、社会保険労務士、M & A エキスパート、金融エロントロジスト、証券アナリスト、宅地建物取引士、農業経営アドバイザー、税理士、公認会計士、キャリアコンサルタント、その他専門資格
2 中小企業取引の新規開拓を促進するため、1992年から運用している当行独自の制度で、一定基準の新規企業取引開拓数を獲得し、認定資格を取得した者
3 株式会社リンクアンドモチベーションのモラルサーベイを利用し、2021年9月から導入

【参考になる主なポイント】

- 人的資本に関する方針と指標、目標及び実績について、表形式で、対応関係が明瞭な形で開示
- 人的資本に関する指標、目標及び実績を見やすいように大項目(永代取引を支える人材の育成、女性活躍推進など)を設定した上で表形式で開示するとともに、指標の内容を理解し易いように、指標の前提その他の補足情報を注において記載

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(10/13)

7 [課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社グループでは、多様性確保の観点から、男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備について重点的に取り組んでおり、例えば、女性管理職育成研修や女性従業員の働きやすさ及び職場環境に関連するサーベイ等を実施しております。

(指標及び目標)

女性管理職比率については当期末現在で5.0%ですが、2025年3月末までに10%以上とすることを目標としております。なお、当該実績及び目標は、提出会社のものを記載しております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、人的資本(人材の多様性を含む。)に関する「指標及び目標」については、基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている。
- 左記の開示例では、連結会社を対象とした記載が求められている中、理由等の記載もなく、提出会社の指標及び目標のみが記載されており、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 人的資本(人材の多様性を含む。)に関する戦略並びに指標及び目標については、基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの戦略並びに指標及び目標を開示することが求められていることに留意する。人的資本に関する戦略並びに指標及び目標について連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、連結会社ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる。例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組が行われているものの、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われていない等、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体(主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ)又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことが考えられる。(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)及び「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No166-167)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※一部抜粋

(3) 人的資本への対応

④ 指標及び目標

当社グループは、ESG・SDGsの非財務目標である「多様な人材が活躍できる企業風土づくり」を実現するための指標と目標を定め、施策の取り組みを進めています。また、現在、人的資本経営に向けて、人材投資を行う重要施策の選定、KPI、目標数値等の検討をさらに進めており、今後、これらの開示についても進めていきます。

【2023年3月末時点 人事データ(連結)】



※女性従業員比率はパート・アルバイトを除く従業員数に占める女性従業員の割合

※女性管理職比率は「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある従業員の合計に占める女性管理職の割合

管理職の定義は以下の通りです。

- ・オートバックスセブン：本社における課長以上、店舗におけるストアマネジャー以上
- ・国内子会社：本社における課長以上、店舗における店長以上
- ・海外子会社：本社におけるManager、店舗におけるStore Manager以上

※男性育休取得者比率は雇用形態や期間を問わず直接雇用の男性従業員の対象者数に占める割合

[参考になる主なポイント]

- 指標の前提となる情報として女性管理職比率の管理職の定義と当社における具体的な内容を記載

8 [課題]「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】
(略)

(ガバナンス)

詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(リスク管理)

詳細については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項の全部又は一部を届出書(有価証券報告書)の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる」とされている。
- 左記の開示例では、会社は「ガバナンス」については「コーポレート・ガバナンスの概要」、「リスク管理」については「事業等のリスク」に記載している旨を開示しているが、実際には、これらの参照先では「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続」や「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程」に関する記載がない状態となっており、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略する場合には、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)に従って、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に他の箇所において記載している旨を記載するとともに、当該他の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要があることに留意する。(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2))

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(12/13)

- 9 【課題】「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略並びに指標及び目標)

当社グループは、気候変動への対応をマテリアリティ(重要課題)の一つとして識別しており、TCFD提言への賛同を表明しております。TCFD提言に沿った情報開示については、当社ウェブサイトをご参照ください。

〈課題となる事項〉

- 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(以下「開示ガイドライン」という)5-16-4では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aからcまでに規定する事項を有価証券報告書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされている。
- 左記の開示例に関連して、会社はウェブサイトでは、TCFD提言に沿った情報開示として、当年度における気候変動に関連した各種のリスクや機会に対応する戦略並びに指標及び目標の具体的な取組内容について詳細に開示しており、会社への質問等の結果、これらの取組は上記開示府令で記載が求められている戦略や指標及び目標に該当することが判明した。会社の有価証券報告書においては、戦略並びに指標及び目標の具体的な内容が記載されておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aからcまでに規定する事項については、これを有価証券報告書に記載する必要があり、その上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされていることに留意する。(開示ガイドライン5-16-4)

(前ページからの続き)

- 9 [課題]「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等)]

- 有価証券報告書の記載内容を補完する詳細な情報については、将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられる。将来公表予定の書類を参照する際は、公表予定時期や公表方法、記載予定の概要等も併せて記載することが望ましいと考えられる。なお、2023年6月にISSBから公表された、最終化されたS1基準では、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務情報との結合性や、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが求められており、今後SSBJにおいて策定されるISSB基準と統合的な国内基準の内容も踏まえ、適切な情報開示に向けて検討していくことが重要であると考えられる。(「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No238-252)